

WEBフリーローン ((一社) しんきん保証基金保証)

|                   |   |
|-------------------|---|
| ご利用いただけ<br>る方     | <p>①～⑥のすべての条件を満たす方</p> <p>① 当金庫の営業地区内に居住または勤務する個人、個人事業主の方</p> <p>② 申込時年齢が満 20 歳以上で最終返済時の年齢が 75 歳以下の方</p> <p>③ 安定継続した収入のある方</p> <p>④ 保証会社（一般社団法人しんきん保証基金）の保証が得られる方</p> <p>⑤ 当金庫に普通預金口座をお持ちの方で、犯罪収益移転防止法上の取引時確認が完了されている方</p> <p>⑥ 本人確認書類として運転免許証またはパスポートをお持ちの方</p> <p>2020年2月4日以降に申請されたパスポート（新型の旅券）は、ご利用できません。</p>                        |
| お使いみち             | ご自由です（事業資金も可）。  |
| お借入金額             | 500万円以内(1万円単位)  |
| お借入期間             | 3カ月以上10年以内  |
| お借入金利             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定金利</li> <li>・利息は後取り方式にて計算し、約定ご返済日に元金とともにお支払いいただきます。</li> </ul> <p>※5つの金利によって同時審査いたします。</p> <p>※お借入金利は、お申込日の金利が適用されます。金融情勢等により、変更させていただく場合があります。</p> <p>※現在のお借入金利については、窓口または当金庫ホームページでご確認ください。</p>   |
| ご返済方法             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・元金均等または元利均等毎月返済とし、ボーナス併用(お借入金額の50%以内)もご利用いただけます。</li> </ul> <p>※元金据置期間は6ヶ月以内</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月5日(休業日の場合は翌営業日)に、元金および利息をお支払いいただきます。</li> </ul>  |
| 担保・保証人            | 不要です。(保証会社である(一社)しんきん保証基金が保証をいたします)   |
| 保証料               | お借入金利に含みます。   |
| 事務手数料             | 融資実行時に1,000円+消費税が必要となります。   |
| 繰上返済              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・全部繰上返済に伴う手数料は、5,000円+消費税が必要となります。</li> </ul> <p>※ただし、以下の場合は手数料不要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一部繰上返済</li> <li>・借入残高100万円以下の全部繰上返済</li> <li>・当金庫借入金による全部繰上返済</li> <li>・死亡または代位弁済による全部繰上返済</li> </ul>   |
| 苦情処理措置<br>・紛争解決措置 | <p><b>【苦情処理措置】</b></p> <p>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス推進部(9時～17時、電話:0120-310-708)にお申し出ください。</p> <p><b>【紛争解決措置】</b></p> <p>東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、熊本県弁護士会(電話:096-325-0913)、鹿児島県弁護士会(電話:099-226-3765)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス推進部または全国しんきん相</p> |

|       |  |
|-------|--|
|       | <p>談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス推進部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p> |
| 必要書類等 | <ul style="list-style-type: none"><li>お申込金額が300万円超の場合、年収確認書類が必要となります。</li><li>パソコン、スマートフォンでのお申込みに限ります。</li><li>くわしくは、営業店窓口にお問合せください。</li></ul>   |